

日本商品委託者保護基金 定 款

目 次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 会員（第6条～第23条）

第1節 加入及び脱退等

第2節 会員の義務

第3節 監査及び制裁

第3章 総会（第24条～第30条）

第4章 役員等及び理事会（第31条～第42条）

第1節 役員等

第2節 理事会

第5章 運営審議会及び委員会（第43条～第53条）

第1節 運営審議会

第2節 委員会

第6章 業務及びその執行（第54条～第56条）

第6章の2 特定業務及びその執行（第56条の2～第56条の4）

第7章 財務及び会計（第57条～第65条）

第8章 事務局（第66条）

第9章 解散（第67条～第69条）

第10章 雑則（第70条～第74条）

附 則

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、日本商品委託者保護基金（以下「基金」という。）と称する。
- 2 基金の英文による名称は、National Futures Protection Fund と表示する。

(目 的)

- 第2条 基金は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第306条第1項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もって商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。
- 2 基金は、前項に掲げる目的のほか、当分の間、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「金商法改正法」という。）附則第4条第1項の規定により適用する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第79条の5第1項の規定による一般顧客に対する支払その他の特定業務（金商法改正法附則第4条第1項に規定する特定業務をいう。以下同じ。）を行うことにより投資者の保護を図り、もって商品関連市場デリバティブ取引に対する信頼性を維持することを目的とする。

(設立根拠)

- 第3条 基金は、法第279条第1項の規定により設立の認可を受けた法人とする。

(事務所)

- 第4条 基金は、事務所を東京都中央区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(用 語)

- 第5条 この定款において使用する用語は、この定款において特に定めるもののほか、法、商品先物取引法施行令（昭和25年政令第280号。以下「令」という。）及び商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「規則」という。）並びに金商法、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「金商法施行令」という。）、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「府令」という。）及び投資者保護基金に関する命令（平成10年大蔵省令第125号。以下「命令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 会 員

第1節 加入及び脱退等

(会員の資格)

第6条 商品先物取引業者（国内の営業所又は事務所において法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う商品先物取引業者に限る。以下同じ。）は、基金に加入し、会員となることができる。

2 商品先物取引業者以外の者は、基金の会員となることができない。

(加 入)

第7条 基金の会員となろうとする者は、加入申込書を基金に提出し、基金の承認を受けなければならない。

2 前項の加入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

ア 法第190条第1項の許可を受けて商品先物取引業を行おうとする者（国内の営業所又は事務所において法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。）の場合 当該許可に係る申請書及び添付書類の写し。

イ 法第195条第1項第1号の届出（法第192条第1項第5号に係るものに限る。以下同じ。）をして国内の営業所又は事務所において法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為を業として行おうとする者（他の委託者保護基金の会員でない者に限る。）の場合 当該届出書及び添付書類の写し。

ウ 法第277条第2項第3号の規定により主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金を脱退して基金の会員になろうとする者の場合 当該承認に係る申請書類の写し。

(2) 定款

(3) 登記事項証明書

(4) 役員の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書

(5) 直前事業年度の会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

(6) 加入申込日前30日以内の日において法第99条第7項の規定による計算方法により作成した純資産額に関する調書

(7) その他理事会が必要と認める書類

- 3 基金の会員となろうとする者は、法第190条第1項の許可の申請、法第195条第1項第1号の届出又は法第277条第2項第3号の承認の申請に先立って、第1項の加入申込書を基金に提出しなければならない。
- 4 基金は、他の委託者保護基金を脱退して基金に加入しようとする者については、その者が、当該他の委託者保護基金に対する債務を完済し、及び当該他の委託者保護基金に対する義務の履行が確実と見込まれ、かつ、委託者資産の保全を適正に行っていることにつき確認する。
- 5 第1項の規定による承認は、理事会の議決により行うものとする。
- 6 基金は、第1項の規定による承認に際し、正当な事由なく承認せず、又は承認に不当な条件を付してはならない。
- 7 第1項の規定による承認を受けた者は、次に掲げる場合において、基金の会員となる。
 - (1) 法第190条第1項の許可を受けた場合
 - (2) 法第195条第1項第1号の届出が受理された場合
 - (3) 法第277条第2項第3号の規定による承認を受けた場合
- 8 基金は、会員が加入したときは、他の会員に通知する。

(特定会員になること)

- 第7条の2 金商法改正法の施行の際（平成26年3月11日）現に基金の会員である商品先物取引業者であって、施行日以後に商品デリバティブ取引関連業務を行うことにつき金商法第29条の登録又は金商法第31条第4項の変更登録を受けたもののうち、金商法第79条の49第4項の顧客資産について金商法改正法附則第4条第1項の適用を受ける基金の会員（以下「特定会員」という。）になろうとする者は、特定会員申出書を基金に提出し、基金の承認を受けなければならない。
- 2 前項の特定会員申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
 - ア 金商法第29条の登録を受けて商品デリバティブ取引関連業務を行おうとする者の場合 当該登録に係る申請書及び添付書類の写し。
 - イ 金商法第31条第4項の変更登録を受けて商品デリバティブ取引関連業務を行おうとする者の場合 当該変更登録に係る申請書及び添付書類の写し。
 - (2) その他理事会が必要と認める書類
 - 3 基金の特定会員となろうとする者は、商品デリバティブ取引関連業務を行うことにつき金商法第29条の登録又は金商法第31条第4項の変更登録の申請と同時に、第1項の特定会員申出書を基金に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定による承認は、理事会の議決により行うものとする。
 - 5 基金は、第1項の規定による承認に際し、正当な事由なく承認せず、又は承認に不

当な条件を付してはならない。

6 第1項の規定による承認を受けた者は、次に掲げる場合において、基金の特定会員となる。

- (1) 金商法第29条の登録を受けた場合
- (2) 金商法第31条第4項の変更登録を受けた場合

7 基金は、基金の特定会員になったときは、他の会員に通知する。

(会員の脱退)

第8条 会員は、次に掲げる事由により、当然に基金を脱退する。

(1) 法第235条第3項又は第236条第1項の規定による法第190条第1項の許可の取消し（特定会員である会員については、当該許可の取消し及び特定会員でなくなること（金商法改正法附則第4条第5項において読み替えて準用する金商法第79条の28第3項の規定により特定会員でなくなることをいう。以下この条において同じ。））

(2) 法第190条第2項又は第197条第2項の規定による法第190条第1項の許可の失効（特定会員である会員については、当該許可の失効及び特定会員でなくなること）

2 会員は、次に掲げる場合を除き、基金を脱退することができない。

- (1) 前項各号に掲げる事由による場合
- (2) 法第195条第1項第2号の届出をする場合（特定会員である会員については、当該届出をし、かつ、特定会員でなくなる場合）
- (3) 主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合

3 前項第1号又は第2号の場合において基金を脱退した者は、法第302条から第311条までの規定の適用については、なお基金の会員とみなす。

4 会員は、基金を脱退した場合（第1項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該会員が基金を脱退するまでに基金が受けた金商法第79条の53第1項又は第3項から第5項までの規定による通知に係る特定会員である会員及び法第303条第1項各号又は第3項各号のいずれかに該当することとなった会員のために基金が行う業務（法第306条第1項及び第308条第1項並びに金商法第79条の56第1項及び第79条の59第1項に掲げる業務に限る。）に要する費用のうち、脱退した会員の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより基金が算定した額を負担金として納付しなければならない。

5 法第277条第2項第3号の規定により基金を脱退しようとする会員は、あらかじめ基金に届け出て、基金に対する債務を完済し、及び前項に規定する義務の履行が確実と見込まれ、かつ、委託者資産の保全を適正に行っていることにつき、基金の確認を受けなければならない。

- 6 前項の規定による確認は、理事会の議決により行うものとし、基金は、その結果を当該会員に通知する。
- 7 会員が脱退したときは、基金は、その旨を他の会員に通知する。

(特定会員でなくなること)

- 第8条の2 特定会員である会員は、次に掲げる事由により、当然に基金の特定会員でなくなる。
- (1) 金融商品取引業の廃止（商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の金商法第31条第4項の変更登録及び外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた全ての営業所又は事務所における金融商品取引業の廃止を含む。）又は金融商品取引業者の解散（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所の清算の開始を含む。）
 - (2) 金商法第52条第1項若しくは第4項、第53条第3項、第54条又は第57条の6第3項の規定による第29条の登録の取消し
- 2 特定会員である会員は、次に掲げる場合を除き、基金の特定会員でなくなることができない。
- (1) 前項各号に掲げる事由による場合
 - (2) 基金を脱退する場合
 - (3) 金融庁長官及び財務大臣の承認を受けて投資者保護基金（金商法第79条の4第2項の規定による定款の定めがないものに限る。）の会員となる場合又はその所属する投資者保護基金（同条第2項及び第4項の規定による定款の定めのないものに限る。）において当該金融商品取引業者に係る同条第4項の顧客資産に係る業務を行うこととなる場合
- 3 前項第1号の場合において基金の特定会員でなくなった者は、金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の52から第79条の61までの規定の適用については、なお基金の特定会員とみなす。
- 4 金商法改正法附則第4条第5項において読み替えて準用する金商法第79条の28第3項の規定により基金の特定会員でなくなろうとする会員（同条第1項各号に掲げる事由による場合を除く。）は、あらかじめ基金に届け出て、基金に対する債務を完済し、及び前条第4項に規定する義務の履行が確実と見込まれ、かつ、顧客資産の保全を適正に行っていることにつき、基金の確認を受けなければならない。
- 5 前項の規定による確認は、理事会の議決により行うものとし、基金は、その結果を当該会員に通知する。
 - 6 特定会員である会員が基金の特定会員でなくなったときは、基金は、その旨を他の会員に通知する。

第2節 会員の義務

(入会金及び会費)

- 第9条 会員は、加入の際に、総会で定める規程に従い、入会金を基金に納入しなければならない。
- 2 会員は、毎事業年度、総会で定める規程に従い、会費を基金に納入しなければならない。
 - 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(負担金等)

- 第10条 会員は、第60条第1項に規定する委託者保護資金に充てるため、業務規程で定めるところにより、負担金を基金に納付しなければならない。
- 2 基金は、前項の規定にかかわらず、業務規程で定めるところにより、通知商品先物取引業者（法第303条第1項又は第3項の規定による通知に係る商品先物取引業者をいう。以下同じ。）及び通知金融商品取引業者（金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の53第1項又は第3項から第5項までの規定による通知に係る金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の負担金を免除することができる。
 - 3 既納の負担金は、いかなる理由があっても返還しない。

(義務の免除)

- 第11条 会員が第8条第1項又は第2項の規定により基金を脱退したときは、基金に対する義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(通知事項等)

- 第12条 会員は、法第303条第1項各号又は業務規程第28条に定める場合に該当することとなったときは、直ちに、その旨を基金に通知しなければならない。
- 2 基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告するものとする。
 - 3 会員は、第1項の通知のほか、基金が別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、基金にその旨を報告しなければならない。

(特定会員に係る通知事項等)

- 第12条の2 特定会員である会員は、金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の53第1項各号又は業務規程第28条の2に定める場合に該当することとなったときは、直ちに、その旨を基金に通知しなければならない。

- 2 基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を金融庁長官及び財務大臣に報告するものとする。
- 3 特定会員である会員は、第1項の通知のほか、基金が別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、基金にその旨を報告しなければならない。

(特定会員である会員による破産手続開始の申立て)

- 第12条の3 基金は、特定会員である会員が支払不能又は債務超過の状態であるおそれがあり、かつ、当該会員による顧客資産の円滑な返還に支障が生じるおそれがあるときは、当該会員に対し破産手続開始の申立てを行うよう要請することができる。
- 2 特定会員である会員は、前項の要請を受け、支払不能又は債務超過の状態にある場合には、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。ただし、特定会員である会員が破産手続開始の申立てに代えて、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行う場合その他の正当な理由がある場合はこの限りでない。
 - 3 特定会員である会員は、前項におけるいずれかの申立てを行った場合には、前条第1項の規定に基づき、直ちにその旨を基金に通知しなければならない。

(届出及び報告)

- 第13条 会員は、その商号（名称を含む。以下同じ。）、住所、代表者の氏名又は基金が別に定める事項に変更があったときは、遅滞なく、基金にその旨を届け出なければならない。
- 2 会員は、あらかじめ会員の基金に対する代表者としてその権利を行使する一人の者（以下「会員代表者」という。）を基金に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
 - 3 会員は、行政官庁から法（特定会員である会員については、法又は金商法。）若しくは基金が別に定める法律の規定に基づく命令その他の処分又は勧告を受けたときは、遅滞なく、基金にその旨を報告しなければならない。
 - 4 会員は、次の各号に掲げる事由に該当することとなったときは、遅滞なく、基金にその旨を報告しなければならない。他の会員が次の各号に掲げる事由に該当することとなったことを知ったときも、同様とする。
 - (1) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡りを発生させたとき。
 - 5 会員は、取次業務又は清算取次業務を開始し、終了し、又は変更することとなったときは、基金が別に定めるところにより、遅滞なく、基金にその旨を報告しなければならない。取次先受託業務又は清算取次先受託業務を開始し、終了し、又は変更することとなったときも、同様とする。

- 6 会員は、取次契約（当該会員と他の会員との間における商品先物取引（特定会員である会員については、当該特定会員と他の特定会員との間における商品先物取引又は商品関連市場デリバティブ取引。）の取次ぎに係る契約をいう。以下同じ。）を締結しようとする場合には、当該取次契約に係る当事者と基金との間で、委託者資産（特定会員である会員については、委託者資産又は顧客資産。）の返還業務について基金に委託することができる旨を定める契約を締結するものとする。
- 7 会員は、取次契約を解除しようとする場合には、あらかじめ、その旨を基金に報告し、前項の契約の取扱い等について基金と協議しなければならない。

第3節 監査及び制裁

（法令等の遵守義務）

第14条 会員は、法（特定会員である会員については、法及び金商法。）、令（特定会員である会員については、令及び金商法施行令。）、規則（特定会員である会員については、規則及び府令。）、定款、業務規程その他の規程並びに総会及び理事会の決議又は議決事項（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。

（監査）

- 第15条 基金は、委託者資産（特定会員である会員については、委託者資産又は顧客資産。）の保全その他基金の目的を達成するため必要があるときは、いつでも、会員に対して書面監査又は立入監査を行うことができる。
- 2 書面監査は、会員の業務の運営又は財産若しくは経理の状況に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を請求し、及びその説明を求めることにより行うものとする。書面監査を求められた会員は、これに応じなければならない。
 - 3 立入監査は、会員の法令等及び取引の信義則の遵守状況並びに会員の業務の運営又は財産若しくは経理の状況を確認するため、基金の職員のうちから理事長が指名した者（以下「監査員」という。）が会員の事業所に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件の提示、閲覧及び提出並びにその説明を求めることにより行うものとする。立入監査を求められた会員は、これに応じなければならない。
 - 4 監査員は、立入監査を実施するときは、基金が定める様式による監査員証を携帯し、関係者にこれを提示する。
 - 5 監査員は、有価物その他の物件を預る必要が生じた場合には、当該物件を提出する会員に、基金が定める様式による預り証を交付する。
 - 6 基金は、会員の同意を得ずして、当該会員が規則第98条第1項第1号の規定による信託契約を締結した信託会社若しくは信託業務を営む金融機関又は当該会員が規則第98条第1項第3号の規定による保証委託契約を締結した金融機関（特定会員で

ある会員については、当該会員が金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第11号。以下「改正府令」という。）附則第2条第1項第1号の規定による信託契約を締結した信託会社若しくは信託業務を営む金融機関又は当該会員が改正府令附則第2条第1項第3号の規定による保証委託契約を締結した金融機関を含む。）に対し、当該会員の分離保管に係る残高証明書（特定会員である会員については、当該会員の区分管理に係る残高証明書を含む。）その他の関係書類の提出を求め、又は当該信託契約若しくは保証委託契約の締結の状況について確認を求めることができる。

- 7 基金は、特に必要があると認めるときは、会員が法第196条第2項に規定する支配関係を有する法人（以下「子会社」という。）（特定会員である会員については、子会社並びに特定会員である会員の金商法第31条の4第3項に規定する親法人等、同条第4項に規定する子法人等、金商法第29条の4第3項に規定する持株会社及び府令第177条第6項に規定する関係会社（以下「特定関係者」という。）。）に対し、当該会員又は当該子会社（特定会員である会員については、当該子会社又は当該特定関係者。）の業務の運営又は財産若しくは経理の状況に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。当該会員は、これに協力しなければならない。
- 8 基金は、特に必要があると認めるときは、会員の財産、経理の状況を明らかにするため、当該会員に対し、公認会計士又は監査法人による監査証明を求めることができる。
- 9 監査の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（改善のための指示）

第16条 基金は、会員の財産若しくは経理の状況又は業務の運営が次の各号のいずれかに該当する場合において、委託者を保護するため必要かつ相当と認めるときは、当該会員に対し、期間を定めて、財産若しくは経理の状況又は業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- (1) 分離保管等による委託者資産保全措置率が100%を下回り、又は下回るおそれがある場合
- (2) 純資産額規制比率が140%を下回り、又は下回るおそれがある場合
- (3) 負債の合計金額の純資産額に対する比率が50倍を超えた場合
- (4) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1倍を下回った場合
- (5) 純資産額が1億円又は資本金額若しくは出資総額を下回った場合
- (6) 会員の商品市場における取引につき、自己の計算による取引であって決済を結了していないもの（他の商品先物取引業者に委託しているもの及び当該会員の子会社の自己玉を含む。）の数量が受託に係る取引であって決済を結了していないものの数量に比し過大であり、これにより当該会員の財産の状況が悪化し、又は悪化する

おそれがある場合

- (7) 会員の顧客との間の苦情及び紛争が頻発し、その原因が当該会員の財産の状況が悪化したためと認められる場合
 - (8) 会員の営む兼業業務（法第196条第1項に規定する兼業業務をいう。）又は子会社の業務が、当該会員の財産の状況を悪化させ、又は悪化させるおそれがある場合
 - (9) 会員の海外資産が過大であり、これが当該会員の財産の状況を悪化させ、又は悪化させるおそれがある場合
 - (10) 前各号に定めるもののほか、会員の財産若しくは経理の状況が不健全であり、又は業務の運営が適正でない場合
- 2 前項の指示を受けた会員は、遅滞なく、改善のため必要な措置を講じ、その結果を基金に報告しなければならない。

（特定会員である会員に係る改善のための指示）

第16条の2 基金は、特定会員である会員の財産若しくは経理の状況又は業務の運営が次の各号のいずれかに該当する場合において、顧客を保護するため必要かつ相当と認めるときは、当該会員に対し、期間を定めて、財産若しくは経理の状況又は業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- (1) 区分管理による顧客資産保全措置率が100%を下回り、又は下回るおそれがある場合
 - (2) 自己資本規制比率が140%を下回り、又は下回るおそれがある場合
 - (3) 資本金の額若しくは出資の総額又は純財産額が5千万円を下回った場合
 - (4) 特定会員である会員の商品関連市場デリバティブ取引につき、自己の計算による取引であって決済を結了していないもの（他の金融商品取引業者に委託しているもの及び当該特定会員の特定関係者の自己玉を含む。）の数量が受託に係る取引であって決済を結了していないものの数量に比し過大であり、これにより当該特定会員の財産の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合
 - (5) 特定会員である会員の顧客との間の苦情及び紛争が頻発し、その原因が当該特定会員の財産の状況が悪化したためと認められる場合
 - (6) 特定会員である会員の特定関係者の業務が、当該特定会員の財産の状況を悪化させ、又は悪化させるおそれがある場合
 - (7) 特定会員である会員の海外資産が過大であり、これが当該特定会員の財産の状況を悪化させ、又は悪化させるおそれがある場合
 - (8) 前各号に定めるもののほか、特定会員である会員の財産若しくは経理の状況が不健全であり、又は業務の運営が適正でない場合
- 2 前項の指示を受けた会員は、遅滞なく、改善のため必要な措置を講じ、その結果を

基金に報告しなければならない。

(会員に対する制裁)

第17条 基金は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、制裁を科すことができる。

- (1) 不正な手段により基金に加入したとき（特定会員である会員については、不正な手段により基金の特定会員になったときを含む。）。
- (2) 法令等に違反したとき。
- (3) 基金に納入、納付又は預託をしなければならない金銭その他の財産を基金の定めるところにより納入、納付又は預託をしないとき。
- (4) 取引の信義則に反する行為又は基金若しくはその会員の信用を傷つける行為をしたとき。
- (5) 定款、業務規程その他の規程に定める届出、報告若しくは資料の提出を行わず、若しくは説明に応じず、又は虚偽の届出、報告若しくは資料の提出を行い、若しくは説明を行ったとき。
- (6) 第15条の規定に基づく監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 第16条第1項（特定会員である会員については、同項及び前条第1項。）の規定に基づく指示に従わないとき。

2 前項に規定する制裁は、譴責、過怠金又は保証金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限とする。

3 前項に規定する保証金とは、基金が定める期間中基金に預託される金銭であって、これを預託した会員が当該期間中に次に掲げる事由に該当した場合には基金が取得し、これらのいずれの事由にも該当することなく当該期間を経過した場合には当該会員に返還されるものをいう。

- (1) 再度制裁を科された場合
- (2) 通知商品先物取引業者となった場合（基金が業務規程第3条第1項に規定する一般委託者支払又は業務規程第35条第1項に規定する基金代位弁済支払を行う場合に限る。）（特定会員である会員については通知金融商品取引業者となった場合（基金が業務規程第5条の2第1項に規定する一般顧客支払又は業務規程第35条第1項に規定する基金代位弁済支払を行う場合に限る。）を含む。）

4 前項第2号に規定する場合における通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者となった会員に係る保証金は、基金が当該会員につき同号に規定する一般委託者支払若しくは一般顧客支払又は基金代位弁済支払を行うこととなったときに基金が取得するものとし、基金が同号に規定する一般委託者支払及び一般顧客支払並びに基金代位弁済支払のいずれをも行わないこととなったときに当該会員に返還されるものとする。

- 5 第2項に規定する過怠金及び保証金の額は、1億円以下とする。
- 6 第2項に規定する保証金について発生した利子その他の果実は、基金が取得する。
- 7 会員は、その使用人の行為により会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故により、その責めを免れることはできない。
- 8 第1項の規定による制裁において、過怠金及び保証金の賦課は、会員の権利の停止又は制限と併科することができる。
- 9 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務をすべて履行しなければならない。

(規律委員会)

第18条 基金に規律委員会を置く。

- 2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、会員に対する制裁について審議し、又は決定する。
- 3 規律委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規律委員会規則により定める。

(審議及び決定)

第19条 基金は、第17条第1項の規定により会員に制裁を科そうとするときは、規律委員会において審議する。

- 2 前項に規定する審議を行った規律委員会は、会員に対し制裁を科すことが適当と認めるときは、科そうとする制裁の種類に応じ、次の措置をとるものとする。
 - (1) 譴責又は過怠金若しくは保証金の賦課の場合は、規律委員会において当該制裁を決定し、当該制裁の執行を理事長に要請する。
 - (2) 会員の権利の停止又は制限の場合は、当該制裁に係る審議を理事会で行うよう理事長に要請する。
- 3 前項第2号の規定による要請に基づき開催された理事会は、当該制裁について審議し、会員に対し制裁を科すことが適当と認めるときは、これを議決し、当該制裁の執行を理事長に要請する。
- 4 理事長は、第2項第1号又は前項の規定による要請を受けたときは、直ちにこれを執行する。

(弁明の機会)

第20条 基金は、前条第1項又は第3項の規定による審議を行うときは、制裁の対象となる会員に対し、あらかじめその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律委員会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。

- 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由

なくして規律委員会又は理事会に出席しないときは、基金は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決定することができるものとする。

(制裁の通知及び公表)

第21条 基金は、第19条第2項第1号又は第3項の規定に基づき会員に対する制裁を決定し、又は議決したときは、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。

2 基金は、第19条第2項第1号又は第3項の規定に基づき会員に対する制裁を決定し、又は議決したときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号、制裁の種類及びその理由を、基金の掲示場における掲示その他の方法により公表する。

3 前項の場合において、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあったときは、制裁の可否及び内容が確定した後にこれを行い、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立ての意思がない旨の届出があったときは、制裁が確定したものとしてこれを行う。

(異議の申立て)

第22条 会員は、自己に加えられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、基金に対し、書面により異議を申し立てることができる。

(1) 制裁の決定又は議決までに明らかとなっていなかった事実又は証拠がその後明らかとなった場合であって、それが制裁の決定又は議決に重大な影響を与えるものであるとき。

(2) 制裁の決定又は議決のためにとられた手続に瑕疵があった場合

2 基金は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、これを、制裁が譴責又は過怠金若しくは保証金の賦課である場合にあつては規律委員会において、制裁が会員の権利の停止又は制限である場合にあつては理事会において再審査し、あらためて制裁の可否及び内容を決定し、又は議決する。

3 前条第1項の規定は、基金が前項の規定に基づき会員に対する制裁を決定し、又は議決したときに準用する。

4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に基づき決定され、又は議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「前項の規定により準用される前条第1項の規定による通知を受けた日」と、「規律委員会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と、「決定し、又は議決した」は「議決し、又は決議した」と読み替えるものとする。

(取引の信義則違反)

第23条 第17条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 委託者保護（特定会員である会員については、委託者保護又は投資者保護。）に欠ける行為を行うこと。
- (2) 信用の保持を欠くこと。
- (3) 不公正な取引又は受託を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な取引又は受託を行うこと。

第3章 総 会

(総 会)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員により構成する。
- 3 総会の議長は、理事長があたり、理事長が欠け、又は事故あるときは、副理事長があたる。
- 4 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) その他この定款の規定により開催が必要なとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。

- 2 前条第5項第2号に掲げる場合には、理事長は、請求があった日から30日以内に総会を招集する。
- 3 総会の招集は、会員に対し、その開催日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により通知して行う。

(総会の議事)

第26条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、第35条第2項及び次条第1号から第5号までに掲げる事項を除き、緊急を要する事項について、出席会員の3分の2以上の同意があつ

た場合には、この限りでない。

- 4 総会の議事は、第28条に規定する場合を除き、出席会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第27条 この定款に別に定める事項のほか、次の事項は、総会の決議を経るものとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画、予算及び資金計画の決定又は変更
- (3) 業務規程の変更
- (4) 決算及び事業報告の承認
- (5) 入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (6) その他基金の運営に関する重要事項

(特別決議)

第28条 次の事項は、総会において、会員総数の議決権の3分の2以上の多数により決する。

- (1) 前条第1号に規定する定款の変更
- (2) 前条第3号に規定する業務規程の変更
- (3) 第35条第2項に規定する役員解任
- (4) 第67条に規定する解散

(書面又は代理人による議決権の行使)

第29条 会員は、あらかじめ通知された事項については、書面若しくは電磁的方法又は代理人により議決権を行使することができる。この場合において、その会員の役員若しくは使用人又は他の会員でなければ、代理人となることができない。

- 2 前項の書面又は電磁的方法による議決権の行使は、総会の日の前日までに基金に対し行われなときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに基金に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席会員とみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び会議に出席した会員の数(書面若しくは電磁的方法又は代理人

による議決権の行使をした者が含まれる場合には、その数を付記すること。)

- (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印する。

(総会の特例)

- 第30条の2 理事長は、感染症の発生その他のやむを得ない理由があると認める場合に限り、会員に対し第29条第1項の規定による書面又は電磁的方法による議決権の行使を求める総会を招集することができる。
- 2 前項の場合における招集は、第25条第3項の規定にかかわらず、会員に対し、その開催日の7日前までに、前項の理由、その会議の目的たる事項及び日時を記載した書面又は電磁的方法により通知して行うものとする。
- 3 第1項の規定により招集された総会の議事録は、第30条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 日時
 - (2) 会員の現在数及び書面又は電磁的方法により議決権を行使した会員の数
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
- 4 前項の議事録には、第29条第1項の書面又は電磁的方法による議決権の行使の内容を明らかにした書面を添付しなければならない。
- 5 第3項の議事録には、第30条第2項の規定にかかわらず、議長が署名し、押印するものとする。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(定数及び選任)

- 第31条 基金に、次の役員を置く。
- (1) 理事長 1人
 - (2) 理事 2人以上10人以内
 - (3) 監事 1人以上2人以内
- 2 役員は、総会において、会員代表者及び会員代表者以外の有識者のうちから選任す

- る。
- 3 前項の選任について、第1項第1号の理事長は、第33条第1項ただし書の規定にかかわらず、既に3期以上連続して就任している場合には、既に就任している任期が満了した後に、新たな任期においては選任しない。
 - 4 第2項の規定による役員を選任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 5 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当する者は、役員となることできない。
 - 6 理事のうちから、副理事長3人以内及び常務理事1人を理事が互選する。
 - 7 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定の企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事の数の3分の1を超えてはならない。
 - 8 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は基金の職員を兼ねることができない。

(職 務)

- 第32条 理事長は、基金を代表し、その業務(特定業務を含む。以下同じ。)を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事会で定められた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
 - 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して常務を処理し、理事長及び副理事長がともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠員のときはその職務を行う。
 - 4 理事は、基金の業務を執行する。
 - 5 監事は、基金の業務を監査し、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができるほか、いつでも理事長又は理事に対して事務の報告を求め、又は基金の事務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

- 第33条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠、増員又は役員定数の増加により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代表権の制限)

- 第34条 基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、

代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(解任等)

第35条 役員が法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったときは、その職を失う。

2 基金は、不正の手段により役員となった者のあることが判明したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、必要に応じ弁明の機会を与えた上、総会の決議により、当該役員を解任することができる。

3 前項の規定による役員解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員報酬)

第36条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会の定めるところにより、報酬を支払うことができる。

(仮理事又は仮監事)

第37条 主務大臣は、基金の理事又は監事の職を行うものがない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(相談役、顧問及び参与)

第38条 基金に、相談役、顧問及び参与それぞれ5人以内を置くことができる。

2 相談役、顧問及び参与は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 相談役は基金の重要事項について、顧問は基金の運営について、それぞれ理事長の諮問に応じる。参与は理事長から諮問された事項につき調査審議する。

4 相談役、顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第2節 理事会

(理事会)

第39条 理事会は、理事長及び理事によって構成する。

2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 相談役は、理事長の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

(理事会の議決事項)

第40条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、決定する。

- (1) 業務を執行するための計画、組織及びその管理の方法
- (2) 予算等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (3) 総会の決議した事項の執行に関する事
- (4) 第18条第3項に規定する規律委員会規則その他の規程の制定又は改廃に関する事
- (5) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(書面等による議決権の行使)

第41条 理事は、あらかじめ通知された事項については、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法による議決権行使は、理事会の日の前日までに基金に対し行われな
- 3 第1項の規定により議決権を行使する者は、次条において準用する第26条の規定を適用し、出席理事とみなす。

(規定の準用)

第42条 第24条第5項第2号、第25条第2項及び第3項、第26条並びに第30条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「理事」と、第30条第1項第2号中「書面若しくは電磁的方法又は代理人による議決権の行使をした者」とあるのは「書面又は電磁的方法による議決権を行使した者」と読み替えるものとする。

第5章 運営審議会及び委員会

第1節 運営審議会

(運営審議会)

第43条 基金の業務の適正な運営を図るため、基金に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問事項)

第44条 次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
(1) 通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認

定を行う場合及びこれを変更する場合（特定会員である会員については、通知金融商品取引業者が顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるかどうかの認定を行う場合及びこれを変更する場合を含む。）

- (2) 前号の認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定める場合
- (3) 返還資金融資を行うかどうかの決定を行う場合
- (4) その他基金の業務の運営に関する重要事項を決定する場合として業務規程で定める場合又は理事会で定める場合

(審議会の構成)

第45条 審議会は、委員8人以内により組織する。

- 2 審議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐して審議会の会務を総理し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(委員の選任)

第46条 審議会の委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて理事長が任命する。

(委員の任期)

第47条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格事項)

第48条 第31条第5項の規定は、審議会の委員について準用する。

(委員の解任)

第49条 委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長は、必要に応じて弁明の機会を与えた上で、当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員として相応しくない非行があると認められるとき。

(委員の報酬)

第50条 会員の役職員である委員は、総会において特に承認を得た場合を除き、無報酬とする。

(会議の開催)

第51条 審議会は、委員長又は第45条第4項の規定によりその職務を代理する副委員長のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審議会の運営)

第52条 この定款に規定する事項のほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

第2節 委員会

(委員会)

第53条 基金に、理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。

2 委員会は、基金の業務運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

3 委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、委員会規則により定める。

第6章 業務及びその執行

(業務)

第54条 基金は、第2条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第306条第1項の規定による一般委託者に対する支払
- (2) 法第308条第1項の規定による資金の貸付け
- (3) 法第309条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理
- (4) 法第310条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務であつて、次に掲げるもの
 - イ 規則第98条第1項第1号に規定する信託契約に基づく受益者代理人としての業務
 - ロ 規則第98条第1項第2号及び規則第137条に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした会員に代わって当該会員の委託者債務の弁済を行う業務
 - ハ 規則第98条第1項第3号に規定する保証委託契約に基づき金融機関から支払を受けた金銭を原資として、当該保証委託をした会員に代わって当該会員の委託者債務の弁済を行う業務
 - ニ 規則第98条第1項第4号に規定する代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁

済委託をした会員に代わって当該会員の委託者債務の弁済を行う業務

- (5) 法第311条第1項に規定する裁判上又は裁判外の行為
 - (6) 第10条に規定する負担金の徴収及び管理
 - (7) 前各号の業務に附帯する業務であつて、次に掲げるもの
 - イ 委託者保護業務に関する調査及び研究
 - ロ 委託者保護業務を行う上で必要となる会員に対する監査及び指導
 - ハ 委託者保護業務に密接に係る業務を行う法人に対する出資
 - ニ その他基金の目的を達成するために必要な業務
- 2 基金は、規則第139条第2項の規定に基づき、前項第4号に掲げる業務の状況に関する報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の10日までに主務大臣に提出する。

(業務規程)

第55条 業務規程には、次に掲げる事項を定めることとする。

- (1) 法第306条第1項の規定による一般委託者に対する支払に関する事項
 - (2) 法第307条第4項の規定による補償対象債権（法第306条第1項に規定する補償対象債権をいう。）の取得に関する事項
 - (3) 法第308条第1項の規定による資金の貸付けに関する事項
 - (4) 法第309条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理に関する事項
 - (5) 法第310条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務に関する事項
 - (6) 法第311条第1項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項
 - (7) 法第277条第4項及び法第314条第1項に規定する負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 基金は、法第301条第2項の規定により業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けるものとする。

(資料の提出の請求等)

第56条 基金は、基金の業務を行うため必要があるときは、会員に対し、当該会員の業務又は財産の状況に関し、参考となるべき報告又は資料を求めることができる。

- 2 前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく報告又は資料の提出をしなければならない。
- 3 基金は、基金の業務を行うため特に必要があると認めるときは、主務大臣に資料の交付又は閲覧を要請することができる。
- 4 基金は、特に必要があると認めるときは、業務上知り得た情報を主務大臣に報告することができる。

第6章の2 特定業務及びその執行

(特定業務)

第56条の2 基金は、当分の間、第2条第2項の目的を達成するため、次に掲げる特定業務を行う。

- (1) 金商法第79条の56第1項の規定による一般顧客に対する支払
- (2) 金商法第79条の59第1項の規定による資金の貸付け
- (3) 金商法第79条の60第1項に規定する裁判上又は裁判外の行為
- (4) 金商法第79条の61に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務であって、次に掲げるもの

イ 改政府令附則第2条第1項第1号に規定する信託契約に基づく受益者代理人としての業務

ロ 改政府令附則第2条第1項第2号に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした特定会員に代わって当該特定会員の特定債務（顧客に対する財産の返還に係る債務をいう。以下同じ。）の弁済を行う業務

ハ 改政府令附則第2条第1項第3号に規定する保証委託契約に基づき金融機関から支払を受けた金銭を原資として、当該保証委託をした特定会員に代わって当該会員の特定債務の弁済を行う業務

ニ 改政府令附則第2条第1項第4号に規定する代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした特定会員に代わって当該会員の特定債務の弁済を行う業務

ホ 投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（平成26年内閣府・財務省令第1号）附則第2条第1項に規定する保全対象財産の預託の受入れ及び管理に係る業務

- (5) 第10条に規定する負担金の徴収及び管理
- (6) 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。以下「更生特例法」という。）第4章第5節、第5章第3節及び第6章第3節の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務
- (7) 前各号の業務に附帯する業務

(特定業務に係る業務規程)

第56条の3 第55条第1項各号に加え、業務規程には、次に掲げる事項を定めることとする。

- (1) 金商法第79条の56第1項の規定による一般顧客に対する支払に関する事項
- (2) 金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の57第4

項の規定による補償対象債権（金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の56第1項に規定する補償対象債権をいう。）の取得に関する事項

- (3) 金商法第79条の59第1項の規定による資金の貸付けに関する事項
- (4) 金商法第79条の60第1項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項
- (5) 金商法第79条の61に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務に関する事項
- (6) 法第277条第4項及び法第314条第1項に規定する負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）
- (7) 更生特例法第4章第5節、第5章第3節及び第6章第3節の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

（資料の提出の請求等）

- 第56条の4 基金は、基金の特定業務を行うため必要があるときは、特定会員である会員に対し、当該会員の特定業務又は財産の状況に関し、参考となるべき報告又は資料を求めることができる。
- 2 前項の規定によりその特定業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた特定会員である会員は、遅滞なく報告又は資料の提出をしなければならない。
 - 3 基金は、基金の特定業務を行うため特に必要があると認めるときは、金融庁長官に資料の交付又は閲覧を要請することができる。
 - 4 基金は、基金の特定業務を行うため特に必要があると認めるときは、業務上知り得た情報を金融庁長官、財務大臣及び金融商品取引業協会会長に報告することができる。
 - 5 基金は、基金の特定業務を行うため特に必要があると認めるときは、投資者保護基金に対し、当該投資者保護基金の会員に関する資料の交付又は閲覧を要請することができる。
 - 6 基金は、投資者保護基金から要請があった場合において、投資者保護基金がその業務を行うため特に必要があると認めるときは、投資者保護基金に対し、当該投資者保護基金の会員に関する資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第7章 財務及び会計

（事業年度）

第57条 基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計規程)

第58条 基金は、その財務及び会計について、規則第154条第1項に規定する会計規程を定め、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(区分経理)

第59条 基金は、その会計を次の勘定区分ごとに経理する。

(1) 委託者等保護資金勘定

第54条第1項第1号及び第2号に掲げる業務並びに第56条の2第1号及び第2号に掲げる特定業務に係る経理を行う。

(2) 保全対象財産勘定

第54条第1項第3号並びに第4号イ、ロ及びハに掲げる業務並びに第56条の2第4号イ、ロ、ハ及びホに掲げる特定業務に係る経理を行う。

(3) 委託者債務等代位弁済勘定

第54条第1項第4号ニに掲げる業務及び第56条の2第4号ニに掲げる特定業務に係る経理を行う。

(4) 一般勘定

(委託者保護資金)

第60条 法第313条第1項の規定に基づき、基金に委託者保護資金を設ける。

2 委託者保護資金は、次の各号に掲げるものにより構成する。

(1) 社団法人商品取引受託債務補償基金協会（以下「協会」という。）から承継する資金のうち、委託者保護資金に充てるものとして基金が指定し、商品取引所法の一部を改正する法律（平成16年法律第43号）附則第19条第3項又は第4項の規定により主務大臣の認可を受けたもの

(2) 業務規程の定めるところにより会員から徴収した負担金

(3) 理事会の議決を経て、準備金から委託者保護資金に繰り入れられた資金

3 委託者保護資金は、第54条第1項第1号若しくは第2号に掲げる業務又は第56条の2第1号若しくは第2号に掲げる特定業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

(準備金)

第61条 基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てるものとする。

2 準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。

3 準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

(余裕金等の運用方法)

第62条 業務上の余裕金及び委託者保護資金は、次に掲げる方法によるほか、運用してはならない。

- (1) 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- (2) 主務大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 金銭信託

(債務を負担する行為)

第63条 基金は、規則第146条の規定により、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算により主務大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(事業計画、予算及び資金計画)

第64条 理事長は、事業年度開始前に事業計画、予算及び資金計画の案を作成し、総会に提出する。

2 理事長は、事業計画、予算及び資金計画について総会の承認を得た後、当該事業年度の開始前にこれを主務大臣に提出する。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等の提出)

第65条 理事長は、毎事業年度終了後、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、通常総会開催の14日前までに監事に提出して、その監査を受けるものとする。

2 監事は、財務諸表等を受領したときは、これを監査し、意見書を作成して、総会に提出する。

3 理事長は、毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度に係る財務諸表等に前項の監事の意見書を添えて、主務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第66条 基金の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任命し、職員は、理事長が任命する。

- 4 事務局長は、理事を充てることができる。
- 5 事務局長及び職員は、有給とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 解 散

(解 散)

第67条 基金は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 設立の認可の取消し
- 2 前項第1号に掲げる理由による解散は、主務大臣の認可を受けた後、その効力を生じるものとする。

(清算人の選任)

第68条 清算人は、前条第1項第1号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第2号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

(残余財産の処理)

第69条 清算人は、基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、金商法改正法附則第4条第6項において読み替えて適用する法第327条及び特定委託者保護基金に関する省令（令和元年農林水産省・経済産業省令第9号）第2条において読み替えて適用する規則第155条の規定により、基金が指定する基準に応じて、当該残余財産を会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金又は金商法第79条の21に規定する投資者保護基金（金商法第79条の49第2項の規定による定款の定めがないものに限る。）に帰属させるものとする。

第10章 雑 則

(定款の変更)

第70条 基金は、法第283条第2項の規定により定款を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けるものとする。

(秘密保持義務)

第71条 基金の役員、相談役、顧問、参与、職員、運営審議会の委員若しくは委員会の委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 基金の役員、相談役、顧問、参与、職員、運営審議会の委員若しくは委員会の委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た情報を、基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(事務の委託)

第72条 基金は、負担金等の徴収その他の事務の一部を委託することができる。

(書類の縦覧等)

第73条 基金は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備え置き、公衆の縦覧に供する。

- (1) 定款、業務規程及び会計規程
- (2) 理事長、理事及び監事の氏名を記載した書類
- (3) 法第279条の規定による認可を受けていること及び金商法改正法附則第4条第1項の認可を受けていることを証する書類
- (4) 総会の議事録(第30条の2第3項の議事録にあつては、同条第4項により添付された書面を含む。)
- (5) 財務諸表等及び第65条第2項に規定する監事の意見書

2 基金による公告は、基金の掲示場に掲示して行い、必要があるときは、電子公告又は官報に掲載して行うものとする。

(規 程)

第74条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、事務の運営上の規程は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、基金の成立の日から施行する。

(設立前の会員加入手続)

第2条 改正法附則第18条第1項の規定により基金の会員になろうとする者は、創立総会の開会までに、発起人に対し、第7条第1項及び第2項の規定の例により加入申

込書を提出しなければならない。この場合において、改正法附則第14条第2項の規定に基づく法第190条第1項の許可を受けている者は、加入申込書に、第7条第2項に規定する添付書類に加えて法第190条第1項の許可に係る許可書の写しを添付するものとする。

- 2 前項の者であって加入申込書に添えて前項に規定する許可書の写しを提出しなかったものは、創立総会の開会までに前項に規定する許可書の写しを基金に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により加入の手続をとった者は、次条第1項第4号に規定する創立総会の加入の承認により、基金の成立の時に、基金の会員となる。

(創立総会における決議)

第3条 次に掲げる事項は、創立総会で決議する。

- (1) 定款、業務規程、会計規程並びに入会金及び会費に関する規則の承認
- (2) 設立当初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画の決定
- (3) 設立当初の役員を選任
- (4) 改正法附則第18条第1項の規定により基金の会員になろうとする者の加入の承認
- (5) その他設立当初の事業年度の運営に必要な事項の決定

- 2 第25条第1項、第2項及び第4項、第28条第1項、第3項及び第4項並びに第29条の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「その開会までに発起人に対して加入を申し込んだ者及び発起人」、「出席会員」とあるのは「その開会までに発起人に対して加入を申し込んだ者及び発起人であって、創立総会に出席したもの」と、第28条第1項中「予め通知された事項については、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる」とあるのは「代理人をもって議決権を行使することができる」と、同項中「その会員の役員若しくは使用人又は他の会員」とあるのは「その者の取締役」と、同条第3項中「会議ごとに基金に提出しなければならない」とあるのは「発起人を代表する者に提出しなければならない」と読み替えるものとする。

(設立当初の役員の任期)

第4条 基金設立当初の役員の任期は、創立総会が開催された年の翌年に開催される通常総会までとする。

(設立当初の事業年度)

第5条 基金設立当初の事業年度は、その成立の日から翌年の3月31日までとする。

(設立当初の予算及び資金計画)

第6条 基金設立当初の事業年度に係る予算及び資金計画は、法第293条の登録後遅滞なく主務大臣に提出する。

(協会からの業務等の承継)

第7条 基金は、協会からその行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を承継すべき旨の申出を受けた場合には、改正法附則第19条の規定に基づき、総会の承認及び主務大臣の認可の手続を経て、当該業務並びに資産及び負債を承継する。

2 前項の総会については、第23条第5項、第24条第3項、第25条第3項及び第28条第2項の規定は適用しない。

3 第1項の総会に係る第28条第1項の規定の適用については、同項中「書面又は代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

4 第1項により基金が協会から承継した業務のうち、協会の定款に基づき、商品取引員が商品市場における取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わってその債務に関し当該取引を委託した者に対し弁済する業務については、改正法附則第19条第9項の規定により、第53条第1項第1号に掲げる業務とみなす。

附 則

(平成18年3月23日 改正)

(施行期日)

第1条 この変更規程は、会社法の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、平成19年3月20日から施行する。

第2条 規律委員会又は理事会は、当分の間、会員に対する制裁を決定又は議決する場合において、当該制裁を公表しないことが適当であると認めるときは、第21条第2項の規定にかかわらず、これを公表しない旨を決定することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

(平成22年11月30日 改正)

(施行期日)

第1条 この定款は、基金の成立の日又は商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）の施行日のいずれか遅い日から施行する。

(会員の取次契約に関する経過措置)

第2条 第13条第6項の規定は、この定款の施行日前に締結された取次契約についても適用する。

(定款改正当初の役員任期)

第3条 第33条第1項の規定に関わらず、定款改正当初の役員任期は、基金設立の年の翌年に開催される通常総会までとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、主務大臣の認可を受けた日（平成30年6月4日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、主務大臣の認可を受けた日（令和2年2月5日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更規程は、主務大臣の認可を受けた日（令和6年7月3日）から施行する。